

大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱（委託役務業務）

（目的）

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項の規定を適用する委託契約及び請負契約（建設工事及びこれに関連する業務に係るものと除く。）に係る電子入札において、低入札価格調査を行う基準として予め設定した価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で入札があった場合の低入札価格調査の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低価格入札者 一般競争入札（総合評価一般競争入札を除く。以下同じ。）において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者をいう。
- (2) 最高評価点者 総合評価一般競争入札において、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、評価点の最も高い者をいう。
- (3) 落札候補者 一般競争入札においては最低価格入札者を、総合評価一般競争入札においては最高評価点者をいう。
- (4) 発注機関 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号。）第53条の3第1項及び大阪府企業財務規則（昭和39年大阪府規則第28号。）第47条の2の規定により契約局長に契約締結の請求を行うとされている本庁及び予算執行機関

（適用対象業務）

第3条 低入札価格調査制度を適用する業務は、別表のとおりとする。

（調査対象）

第4条 発注機関の長から契約局長へ契約締結を請求した委託契約及び請負契約に係る入札のうち、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合は、契約局長は落札決定を保留して、落札候補者の行った入札について低入札価格調査を実施する。

- 2 落札候補者が次に掲げる者に該当する場合は、前項の低入札価格調査の対象としない。
- (1) 入札参加資格の確認の結果、資格を有しないと認められた者
 - (2) 低入札価格調査に必要となる資料（以下「調査資料」という。）を予め指定した日に提出しなかった者

（失格の基準）

第5条 前条第1項の低入札価格調査において、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該落札候補者は失格とする。

- (1) 労務単価が最低賃金を下回っている等必要な費用が計上されていない場合

- (2) 根拠のない本社経費の充当等積算方法の説明ができない場合
- (3) 当該低入札価格調査において協力的でない場合又は不誠実な行為を行った場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、契約内容に適合した履行がされないと判断された場合
- (5) 当該落札候補者と契約締結することが、公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適当であると認められると判断された場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、契約局長が別に定める失格の基準に該当する場合

(調査基準価格の算出)

第6条 対象業務を競争入札に付そうとするときは、契約局長は予定価格算出の基礎となった積算書等により、調査基準価格を決定するものとする。

(入札参加者への周知)

第7条 この制度の円滑な運用を図るため、次に掲げる事項を入札公告に明記し、入札参加者へ周知を図るものとする。

- (1) 当該入札は低入札価格調査の対象業務であること。
- (2) 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は、調査資料を作成し、指定された期日に提出しなければならないこと。
- (3) 指定した日に調査資料を提出しない者が提出した入札書は無効となること。
- (4) 前号の調査資料の他に総務委託物品課長及び発注機関の長が必要とする資料の提出を求める場合があること。
- (5) 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は、調査に対して誠実に応じなければならぬこと。
- (6) 落札候補者が2者以上あるときは、電子くじにより決定された資格確認順位に従い、低入札価格調査を実施すること。
- (7) 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は、落札候補者となつても落札者とならない場合があること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、契約局長が別に定めた基準及び条件等

(調査対象者の決定及び通知)

第8条 落札候補者の入札参加資格を確認し、入札参加資格があると認められた当該落札候補者を低入札価格調査の対象者（以下「調査対象者」という。）とする。この場合において、入札参加資格があると認められた落札候補者が2者以上あるときは、電子くじにより決定された資格確認順位に従い、調査対象者とする。

- 2 前項の規定により決定された調査対象者には、入札書の価格が調査基準価格を下回った旨の通知を行うこととする。
- 3 前項の通知を受けた調査対象者は、電子入札公告で予め指定した日までに、調査資料を郵送又は持参により提出するものとする。この場合において、提出された調査資料は返却しないものとする。

(調査及び審査等の実施)

第9条 低入札価格調査に係る調査及び審査は、大阪府総務部契約局競争入札審査会（以下「入札審査会」という。）が行う。

- 2 前項の調査に当たり、総務委託物品課長及び発注機関の長は、協働して調査資料の内容の確認及び分析を行ない、必要に応じて調査対象者に対するヒアリングを実施するとともに、納税証明書や決算報告書並びに調査及び審査に必要となる追加資料の提出を求めるものとする。
- 3 総務委託物品課長は、予め調査資料の様式等を作成するものとする。
- 4 総務委託物品課長及び発注機関の長は、第2項による確認及び分析の結果を踏まえ、低入札価格調査報告書を作成し、入札審査会に報告するものとする。
- 5 入札審査会は、前項の報告に基づき、調査対象者の入札について、第5条に規定する失格の基準（以下「失格基準」という。）に基づき調査及び審査するものとする。

(誓約書の徵取)

第10条 低入札価格調査を実施する場合は、契約局長は、調査対象者から契約内容に適合した履行を確約する旨の誓約事項を記載した書面を徵取するものとする。

(落札者の決定及び通知)

第11条 第9条第5項の審査において、調査対象者の入札について、失格基準に該当する事由がないと認めた場合は、契約局長は、その者を落札者とするものとする。

- 2 第9条第5項の審査において、調査対象者の入札について、失格基準に該当する事由があると認めた場合は、契約局長は、その者を落札者としないものとする。
- 3 前項の場合においては、次の各号に定める者（以下「次順位者」という。）の入札参加資格を確認し、資格があると認められた当該次順位者を落札者とする。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札をした者は、当該次順位者を第8条の規定による手続きを経た上、改めて調査対象者とし、第9条第1項の調査及び審査を行うものとする。この場合において、第8条中「落札候補者」とあるのは、「次順位者」と読み替えるものとする。
 - (1) 最低価格者が落札候補者であった場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札をした者
 - (2) 最高評価点者が落札候補者であった場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最高評価点をもって入札をした者
- 4 第1項及び第3項の規定により落札者を決定した場合は、契約局長は、落札者を含むすべての入札参加者に通知する。

(失格の通知)

第12条 契約局長は、前条第2項の規定により、落札者とならなかつた者に対し、落札者とならなかつた理由を付した通知を行う。

(情報の公表)

第13条 契約局長は、低入札価格調査の経緯について、落札者決定後速やかに、公表する。

(調査基準価格を事前公表する場合の取扱い)

第14条 調査基準価格を大阪府財務規則第57条に基づき入札執行前に公表する場合の取扱いは、別に定めるものとする。

(紙入札に係る規定の準用)

第15条 紙入札における低入札価格調査は、この要綱の定めに準じて行うものとする。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月17日から施行する。

別表（第3条関係）

低入札価格調査制度を適用する業務	<p>ア 入札参加資格において、府舎清掃（種目コード001）、病院清掃（種目コード002）又は樹木管理（種目コード051）に登録されていることを要件とする業務で、その予定価格が政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）に定める基準額に該当するもの</p> <p>イ 入札参加資格において、府舎清掃（種目コード001）、病院清掃（種目コード002）に登録されていることを要件とする業務で、総合評価一般競争入札方式にて実施するもの</p>
------------------	---